

鹿 児 島 県 公 報

平成28年 3 月 29 日 (火) 第3199号の 7



鹿 児 島 県

発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日 (毎 週 火 , 金)

目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

規 則

- 鹿児島県会計規則の一部を改正する規則 (※) (会計課取扱い) 1
教育委員会教育長訓令
 ○鹿児島県教育庁等事務決裁規程の一部を改正する訓令 (※) (総務福利課取扱い) 2
県立病院局企業管理規程
 ○県立病院局事務処理規程の一部を改正する規程 (※) (県立病院課取扱い) 6

規 則

鹿児島県会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年 3 月 29 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県規則第19号

鹿児島県会計規則の一部を改正する規則

鹿児島県会計規則 (昭和62年鹿児島県規則第30号) の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「第8条」を「第8条第1項」に、「同条第2項」を「同条第3項」に改める。

第75条第1項の表1の項中「第23号及び第24号」を「及び第23号から第25号まで」に、「経費及び」を「経費並びに」に改め、同項第1号中「主査」を「専門員 (庶務を担当する係長及び専門員のいずれも置かれていない場合は、庶務を担当する主査)」に改め、同項第5号中「上席の」の次に「専門員 (専門員が置かれていない場合は、上席の)」を加え、「とする」を「) とする」に改め、同表6の項中「らい予防法の廃止に関する法律 (平成8年法律第28号)」を「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律 (平成20年法律第82号)」に、「らい予防法の廃止に関する法律の」を「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律の」に改める。

別表第1収支かいの表北薩地域振興局の項中「支所長代理」を「庶務を担当する主幹」に改め、同表女性相談センターの項を次のように改める。

女性相談センター	出納員	次長
----------	-----	----

別表第1収支かいの表フラワーセンターの項を次のように改める。

フラワーセンター	出納員	庶務を担当する係長
----------	-----	-----------

別表第1収支かいの表財部高等学校の項、末吉高等学校の項、岩川高等学校の項及び高山高等学校の項を削り、同表奄美図書館の項を次のように改める。

奄美図書館	出納員	館長補佐
-------	-----	------

別表第1収支かいの表霧島自然ふれあいセンターの項から奄美少年自然の家の項までを次のように改める。

霧島自然ふれあいセンター	出納員	次長
南薩少年自然の家	出納員	次長
奄美少年自然の家	出納員	次長

附 則

- 1 この規則は、平成28年 4 月 1 日から施行する。ただし、第75条第 1 項の表 1 の項の改正規定（「、第23号及び第24号」を「及び第23号から第25号まで」に改める部分に限る。）及び同表 6 の項の改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 知事は、改正前の鹿児島県会計規則第 3 条の規定により次の表の左欄に掲げる収支かいの長に委任した事務のうち、平成27年度の予算に係る支出に関する事務であってこの規則の施行の日前に執行されなかったものの執行については、改正後の鹿児島県会計規則第 3 条の規定にかかわらず、それぞれ同表の右欄に掲げる収支かいの長に委任したものとする。

左 欄	右 欄
財部高等学校	曾於高等学校
末吉高等学校	
岩川高等学校	
高山高等学校	楠隼高等学校

教育委員会教育長訓令

鹿児島県教育委員会教育長訓令第 3 号

鹿児島県教育庁等事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成28年 3 月 29 日

鹿児島県教育委員会教育長 古川仲二

鹿児島県教育庁等事務決裁規程の一部を改正する訓令

鹿児島県教育庁等事務決裁規程（昭和49年鹿児島県教育委員会教育長訓令第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条第 2 項を第 3 項とし、第 1 項を第 2 項とし、同条に第 1 項として次の 1 項を加える。

室長は室の所掌に属する事務のうち課長の専決事項として定める事務について、室長補佐は室の所掌に属する事務のうち課長補佐の専決事項として定める事務について専決することができる。

第11条第 1 項の表中

課長	課長補佐（複数の課長補佐を置く課にあつては、課長が定めた担当事務の区分に応じ、当該事務を担当する課長補佐。以下同じ。）	技術補佐を置く課	技術補佐	庶務担当の係長
		技術補佐を置かない課	庶務担当の係長	
	監（組織規則第 39 条第 2 項に規定する福利厚生監，人事管理監，企画監，指導監及び生徒指導監の職をいう。以下同じ。）ただし、監の所管に属する事務に限る。	課長補佐		庶務担当の係長
課長補佐	教育長があらかじめ指定する職			

を

	員			
課長（室を置く課を除く。）	課長補佐（複数の課長補佐を置く課にあつては、課長が定めた担当事務の区分に応じ、当該事務を担当する課長補佐。以下同じ。）	技術補佐を置く課	技術補佐	庶務担当の係長
		技術補佐を置かない課	庶務担当の係長	
	監（組織規則第39条第2項に規定する福利厚生監，人事管理監，企画監，指導監及び生徒指導監の職をいう。以下同じ。）ただし，監の所管に属する事務に限る。	課長補佐		庶務担当の係長
課長（室を置く課に限る。）	課長補佐。ただし，室の所管に属する事項を除く。	技術補佐を置く課	技術補佐	庶務担当の係長
		技術補佐を置かない課	庶務担当の係長	
	室長。ただし，室の所管に属する事項に限る。	室長補佐		
	監。ただし，監の所管に属する事務に限る。	課長補佐		庶務担当の係長
室長（室を置く課に限る。）	室長補佐			
課長補佐	教育長があらかじめ指定する職員			

に改め、同条第2項中「技術に関することにあつては」を「室にあつては、室長補佐、技術に関することにあつては」に改める。

別表第1の18の項を19の項とし、9の項から17の項までを1項ずつ繰り下げ、8の項の次に次の1項を加える。

9 特定個人情報保護評価の実施に関する事務		(1) 法第27条第1項の規定に基づき、基礎項目評価書等		
-----------------------	--	------------------------------	--	--

<p>この項 中行政手 続におけ る特定の 個人を識 別するた めの番号 の利用等 に関する 法律（平 成25年法 律 第 2 7 号）を 「法」、 特定個人 情報保護 評価に関 する規則 （平成26 年特定個 人情報保 護委員会 規則第 1 号）を 「規則」 という。</p>			<p>を作成する こと。 (2) 規則第 7 条第 1 項及 び第 2 項の 規定に基づ き、法第27 条第 1 項に 規定する評 価書につい て、住民等 から意見を 聴取するこ と。 (3) 規則第 7 条第 4 項の 規定に基づ き、鹿児島 県 情 報 公 開・個人情 報保護審査 会の意見を 聴取するこ と。 (4) 規則第14 条第 1 項及 び第 3 項の 規定に基づ き、基礎項 目評価書等 を修正する こと。</p>		
---	--	--	---	--	--

別表第 2 総務福利課の部 8 の項教育長決裁事項の欄第 4 号中「営利企業等の従事許可」を「営利企業従事等許可」に改め、同欄に次の 1 号を加える。

(7) 地公法第26条の 6 第 1 項、第 4 項及び第 6 項の規定に基づき、課長等の配偶者同行休業又は配偶者同行休業の期間の延長の承認及び配偶者同行休業の承認の取消しを行うこと。

別表第 2 総務福利課の部 8 の項課長専決事項の欄第 1 号中「営利企業等の従事許可」を「営利企業従事等許可」に改め、同欄に次の 1 号を加える。

(5) 地公法第26条の 6 第 1 項、第 4 項及び第 6 項の規定に基づき、課長補佐等の配偶者同行休業又は配偶者同行休業の期間の延長の承認及び配偶者同行休業の承認の取消しを行うこと。

別表第 2 総務福利課の部10の項中「勤務成績の評定」を「人事評価」に、「第40条第 1 項」を「第23条の 2 第 1 項」に、「勤務成績を評定する」を「人事評価を行う」に改め、同部中30の項を32の項とし、17の項から29の項までを 2 項ずつ繰り下げ、同部16の項課長専決事項の欄中第 1 号及び第 2 号を削り、第 3 号を第 1 号とし、第 4 号から第30号までを 2 号ずつ繰り上げ、同項を18の項とし、15の項を17の項とし、12の項から14の項までを 2 項ずつ繰り下げ、11の項の次に次の 2 項を加える。

<p>12 情報化 の推進に 関する事</p>	<p>(1) 情報化 に必要な システム</p>	<p>(1) 情報化 に関する 各課間の</p>	<p>(1) 情報化 に関する 関係機</p>		
---------------------------------	----------------------------------	----------------------------------	---------------------------------	--	--

	<p>務</p> <p>13 特定個人情報保護評価の実施に関する事務 この項中特定個人情報保護評価に関する規則（平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号）を「規則」という。</p>	<p>の開発方針を決定すること。</p>	<p>総合調整に関すること。</p>	<p>関、団体等との連絡調整に関すること。</p> <p>(2) 情報化に必要な調査の実施及び資料の収集に関すること。</p> <p>(3) 情報化に係る研修の実施に関すること。</p> <p>(4) 教育情報ネットワーク等の利用に関すること。</p> <p>(1) 規則第3条の規定に基づき、特定個人情報保護評価の計画等の記載等をした書面等を作成すること。</p> <p>(2) 規則第5条、第6条、第7条第5項及び第6項並びに第14条第1項及び第2項の規定に基づき、基礎項目評価書等を個人情報保護委</p>		
--	---	----------------------	--------------------	---	--	--

				員会へ提 出し、公 表するこ と。		
--	--	--	--	----------------------------	--	--

別表第 2 教職員課の部 7 の項課長補佐専決事項の欄に次の 1 号を加える。

(5) 地方公務員法第26条の 6 第 1 項、第 4 項及び第 6 項の規定に基づき、配偶者同行休業又は配偶者同行休業の期間の延長の承認及び配偶者同行休業の承認の取消しを行うこと。

別表第 2 教職員課の部 9 の項教育長決裁事項の欄第 2 号中「業績等評価」を「人事評価及び学校職員の人事評価結果の調整」に改め、同欄第 3 号中「第 7 条第 5 項」を「第 8 条第 5 項及び第 9 条第 4 項」に改め、「学校職員の」の次に「能力評価又は」を加え、「業績等評価」を「業績評価」に改め、同部11の項中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同部15の項教育長決裁事項の欄第 1 号を削り、同欄第 2 号中「条例第 5 条第 1 項の規定に基づき、整理退職等の」を「条例第 4 条第 1 項第 2 号及び第 5 条第 1 項第 6 号の規定に基づき、その者の事情によらないで引き続いて勤務することを困難とする理由により退職する」に改め、同号を同欄第 1 号とし、次の 1 号を加える。

(2) 条例第11条から第16条の規定に基づき、退職手当の支給制限等処分を行うこと。

附 則

この訓令は、平成28年 4 月 1 日から施行する。

県立病院局企業管理規程

県立病院局事務処理規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成28年 3 月 29 日

鹿児島県県立病院事業管理者 福元俊孝

鹿児島県県立病院局企業管理規程第 6 号

県立病院局事務処理規程の一部を改正する規程

県立病院局事務処理規程（平成18年鹿児島県県立病院局企業管理規程第 9 号）の一部を次のように改正する。

別表 4 の項第16号中「又は昇任」を削り、「任用候補者」を「採用候補者」に、「18」を「17」に改め、同項第17号中「任用候補者からの任用」を「採用候補者からの採用」に、「22②」を「19②」に改め、同項第18号中「任用候補者」を「採用候補者」に、「任用選択」を「任命選択」に、「25」を「21」に改め、同項第19号中「32, 33」を「29, 30」に改め、同項第20号中「試験」を「採用試験」に、「34②」を「31②」に改め、同項第21号中「34②」を「31②」に改める。

別表11の項事務の種類欄中「営利企業等の従事制限に関する規則」を「営利企業への従事等の制限に関する規則」に改め、同項事項の欄中「営利企業等の従事許可」を「営利企業への従事等の許可」に改める。

附 則

この規程は、平成28年 4 月 1 日から施行する。